

令和2年目黒区特別職報酬等審議会（第1回）次第

令和2年11月6日(金)午後3時～
総合庁舎4階 特別会議室

はじめに（総務課長）

- ・ 区長あいさつ
- ・ 委員の御紹介
- ・ 区側出席職員の紹介
- ・ 審議会の進め方について
- ・ 会長互選

○ 審議会

- 1 会長ごあいさつ
- 2 会長職務代理者の指定
- 3 会長職務代理者のごあいさつ
- 4 諮問

=区長退席=

- 5 傍聴・資料等の取扱い（説明）
（傍聴者あれば入場）
- 6 資料の内容説明
- 7 資料等に関する質疑応答
- 8 審議会の論点整理
 - ・ 答申に向けた検討素材(盛り込むべき内容・論点の確認等資料)
- 9 審 議
 - (1) 議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給料（特別給）の額等について
 - (2) 施行時期について
- 10 今後の進め方
- 11 閉会

終 了

【今後の予定】

第2回 審議会 11月17日(火) 午前10時～
目黒区総合庁舎4階 特別会議室にて開催

目黒区特別職報酬等審議会委員名簿

令和2年10月20日現在

選出団体名	委員 職・氏名	備 考
目黒区住区住民会議連絡協議会	会長 いちげ のりゆき 市毛 紀行	
目黒区町会連合会	会長 おいかわ こうのすけ 追川 幸之助	
目黒区納税貯蓄組合連合会	会長 おかだ ひろみ 岡田 浩美	
目黒法人会	理事 女性部会長 おがわ かつよ 小川 加津代	
目黒女性団体連絡会	元代表 おくやま としこ 奥山 利子	
連合目黒地区協議会	事務局長 しょうじま たけひこ 荘島 猛彦	
目黒区商店街連合会	副会長 はら たけし 原 武	
目黒区立中学校PTA連合会	会長 ひじかた たけし 土方 武	
目黒区民生児童委員協議会	会長 まつぎき ひろこ 松崎 ひろ子	
目黒区法曹会	会長 よしおか けいすけ 吉岡 桂輔	

(氏名50音順・敬称略)

写

目総総第3262号

令和2年11月6日

目黒区特別職報酬等審議会会長 宛て

目 黒 区 長

区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額等について

区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額について、目黒区特別職報酬等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、諮問します。

以 上

特別職報酬等審議会 資料1

- | | | |
|---|----------------------------|---|
| 1 | 令和2年 職員の給与に関する報告及び勧告の概要 | 1 |
| 2 | これまでの当審議会における審議の方向等について | 2 |
| 3 | 令和元年度目黒区特別職報酬等審議会の答申概要について | 3 |

令和2年11月

令和2年 職員の給与に関する報告及び勧告の概要

令和2年10月23日(金)
特別区人事委員会

【本年の勧告のポイント】

特別給（期末手当・勤勉手当）

年間の支給月数を0.05月引下げ（現行4.65月→4.60月）、期末手当から差し引き

- ◎ 職員の平均年間給与は、約2万円の減
- ◎ 月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

職員の給与（特別給）に関する報告・勧告

1. 民間給与の調査

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、訪問によらず通信等の方法を用いて、特別給（賞与）の調査を6月29日から7月31日まで先行して実施
- ・ 月例給の調査は、感染予防対策を徹底した上で、8月17日から9月30日まで実施

2. 職員と民間従業員との給与の比較

(1) 民間給与実態調査の内容（令和2年4月）

区 分	内 容
調査対象規模	企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の1,107民間事業所を調査（調査完了710事業所）

(2) 公民比較の結果

特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.60月分	4.65月	△0.05月

3. 改定の内容

(1) 特別給（期末手当・勤勉手当）

- ・ 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.05月引下げ
- ・ 支給月数の引下げ分については、民間の状況等を考慮し、12月の期末手当から差し引き

(2) 実施時期

- ・ 条例の公布の日

4. 給与制度における課題

- ・ 期末手当については、国等の状況を考慮し、支給月数の配分を検討するとともに、支給回数について、見直しを必要

■ これまでの当審議会における審議の方向等について ■

1. 審議の方向について

当審議会は、特別区人事委員会から各区の区長及び議長に対し行われた「職員の給与に関する報告及び勧告」などの資料を参考とし、区長等特別職の職責の重要性とともに、区の財政状況、一般職の給与の状況、区政を取り巻く社会経済状況及び他区の特別職報酬等の状況を総合的に勘案し、区民の代表者としての立場から、慎重に審議を行うこととしている。

2. 区長等の給料に対する基本的な考え方について

特別職の職責の重要性については、平成18年2月7日目黒区特別職報酬等審議会答申において、「行政機関の最高責任者及びその補佐役として、区民の複雑・多様化する要望に応えるため、社会経済状況等を見極めた高度な見識と判断が要求され、その職責は極めて重要なものとなっている。また、議員は、区民の代表者として議会を通じ区政運営に大きく関わる一方、多岐にわたる区民要望への対応など、豊かな経験と広範な知識が求められ、その職責も極めて重要なものとなっている。以上のことから、特別職の報酬等の額は、その職務と責任の度合いに相応した適正な額とする必要があると考えられる。」としている。

これを踏まえ、報酬等の考え方について、「区議会議員の報酬及び区長等の給料については、職責の重要性を踏まえつつ、一般職の給与の状況との均衡、物価や生計費その他区政を取り巻く社会経済状況、他区の状況等を総合的に考慮する必要がある。」としている。

3. 地域手当について

区長等常勤の特別職に支給される地域手当は、条例上職員の例により支給されており、平成21年11月25日目黒区特別職報酬等審議会答申において、「区長、副区長の地域手当は、〈中略〉今後も従来どおり職員に準じることが妥当である。」としている。

4. 期末手当の支給率について

区長等常勤の特別職に支給される期末手当は、条例上職員の例により支給されており、平成17年度までは同率であったが、一般職員については勤勉手当の割合を増加し期末手当を縮小することとされたため、「特別職の期末手当の支給率については、一般職の職員の例とは切り離し、独立した支給率を設定することが妥当であると判断する。」(平成18年2月7日目黒区特別職報酬等審議会答申)とし、平成18年度以後、現行の取扱いとされている。

以 上

令和元年度目黒区特別職報酬等審議会答申（概要）について

1 区議会議員の議員報酬の額及び区長等特別職の給料の額等について

議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給料の月額、一般職員の年間給与改定額との均衡を確保する観点等から、令和元年の特別区人事委員会勧告に基づく一般職員の月例給与の公民較差マイナス0.58%の較差解消に応じて、減額改定を行うことが適当である。

また、期末手当についても同様の考え方に立った改定を行い、一般職員の期末・勤勉手当の増加率を横引きし、年間0.15月分引き上げ、議員にあつては3.55月に、区長等特別職にあつては3.60月に引き上げることが適当である。

2 実施の時期

施行時期については、これまでどおり条例改正直後の月初めの日からとすることが適当である。

別表

議員報酬月額 (単位＝円)

	報酬月額		
	改定前	改定後	差額
議長	907,000	902,000	-5,000
副議長	794,000	789,000	-5,000
委員長	659,000	655,000	-4,000
副委員長	629,000	625,000	-4,000
議員	599,000	596,000	-3,000

区長、副区長及び教育長の給料月額等 (単位＝円)

	改定前			改定後			差額
	給料	地域手当	計	給料	地域手当	計	
区長	1,061,000	212,200	1,273,200	1,055,000	211,000	1,266,000	-7,200
副区長	849,000	169,800	1,018,800	844,000	168,800	1,012,800	-6,000
教育長	743,000	148,600	891,600	738,000	147,600	885,600	-6,000

特別職報酬等審議会 資料2 (参考資料)

- 23区の特別職給与年額及び議員報酬年額等一覧 1
- 23区の特別職給料月額及び議員報酬月額等一覧 2
- 平成19年度以後の地域手当の取扱いと給料月額改定の経過 3
- 給料等の改定経過 4
- 23区特別職等の期末手当支給月数 5
- 令和2年度目黒区一般会計歳入・歳出予算 6
- 令和元年度～令和3年度の収支見通し 7

令和2年11月

23区の特別職給与年額及び議員報酬年額等一覧

(令和2年6月1日現在世田谷区調べ)

	区名	区長		副区長		教育長		常勤代表監査委員		常勤監査委員		議長		副議長		委員長		副委員長		議員	
		年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位
1	千代田	22,517,860	6	17,982,770	6	15,916,590	11	0	10	0	17	16,196,750	7	14,165,590	2	11,906,800	1	11,363,990	1	10,821,180	6
2	中央	22,257,807	10	17,848,789	10	15,934,347	10	0	10	0	17	16,149,450	9	13,700,985	12	11,374,075	14	11,009,410	12	10,610,015	13
3	港	22,241,100	11	17,885,440	8	16,618,080	2	0	10	0	17	16,066,280	11	13,887,580	7	11,566,440	7	11,084,060	9	10,870,460	4
4	新宿	21,523,314	19	17,259,436	19	14,701,109	22	13,236,560	3	12,665,788	6	15,488,805	19	13,212,495	22	10,886,700	22	10,391,850	22	10,111,435	22
5	文京	21,106,631	22	17,080,677	22	15,609,460	15	0	10	0	17	15,376,738	22	13,179,582	23	10,814,575	23	10,363,059	23	9,993,789	23
6	台東	22,349,554	8	17,966,132	7	15,410,774	16	0	10	0	17	16,224,945	6	13,929,795	6	11,546,370	9	11,052,030	10	10,663,620	11
7	墨田	21,907,108	13	17,684,517	13	16,328,640	5	0	10	12,164,159	14	15,880,722	14	13,636,896	14	11,288,706	17	10,888,644	15	10,558,158	14
8	江東	22,576,702	4	18,030,141	5	15,786,130	12	0	10	12,429,870	10	16,192,638	8	13,949,502	5	11,758,939	5	11,198,155	5	10,689,945	10
9	品川	21,954,234	12	17,640,419	14	15,948,705	17	0	10	13,037,733	4	15,874,515	15	13,557,920	15	11,222,832	19	10,790,520	18	10,410,085	18
10	目黒	21,610,620	18	17,288,496	18	15,117,192	20	12,863,952	4	12,454,272	9	15,467,045	20	13,529,377	17	11,231,612	18	10,717,187	21	10,219,910	21
11	大田	22,570,589	5	18,114,323	3	16,206,730	6	12,219,547	9	12,219,547	13	16,613,445	1	14,014,464	4	11,769,646	4	11,290,274	3	10,952,210	2
12	世田谷	22,491,856	7	18,048,061	4	16,347,790	3	15,317,132	1	14,861,628	1	16,364,419	5	13,855,644	8	11,715,858	6	11,152,683	6	10,852,528	5
13	渋谷	21,840,448	15	17,850,158	9	16,028,025	9	0	10	0	17	16,514,783	3	13,778,171	10	11,583,758	8	11,149,228	7	10,966,189	1
14	中野	21,718,394	17	17,433,801	16	15,281,890	18	0	10	13,457,751	3	15,690,623	17	13,294,128	20	11,391,701	13	10,876,534	16	10,356,092	20
15	杉並	22,757,644	2	18,236,777	2	15,629,778	14	14,057,386	2	13,672,986	2	15,087,856	23	13,653,099	13	11,340,568	15	10,868,191	17	10,499,808	15
16	豊島	20,544,397	23	17,323,125	17	15,186,481	19	0	10	12,893,038	5	15,682,836	18	13,739,121	11	11,339,806	16	10,967,286	13	10,630,075	12
17	北	22,273,814	9	17,838,857	11	16,337,884	4	12,328,170	7	12,328,170	11	16,101,787	10	13,820,962	9	11,491,312	10	11,020,500	11	10,724,062	9
18	荒川	23,014,076	1	18,463,611	1	16,711,884	1	0	10	0	17	16,588,530	2	14,182,560	1	11,794,680	3	11,288,160	4	10,890,180	3
19	板橋	21,857,943	14	17,524,871	15	16,080,513	7	12,806,636	6	12,806,636	8	15,736,175	16	13,522,735	18	11,153,662	20	10,721,350	20	10,375,500	19
20	練馬	21,371,526	20	17,089,709	21	16,038,034	8	0	10	11,793,777	15	15,406,300	21	13,290,050	21	11,444,680	12	10,919,850	14	10,411,950	17
21	足立	21,350,638	21	17,117,322	20	14,760,202	21	0	10	12,228,920	12	16,511,930	4	14,148,080	3	11,836,760	2	11,293,950	2	10,768,650	8
22	葛飾	21,804,319	16	17,781,597	12	15,682,786	13	12,845,503	5	12,845,503	7	16,020,936	13	13,455,492	19	11,483,416	11	11,134,376	8	10,785,336	7
23	江戸川	22,677,820	3	16,366,013	23	13,815,223	23	12,288,474	8	11,729,907	16	16,046,460	12	13,545,495	16	11,084,885	21	10,759,185	19	10,423,485	16
	平均	22,013,843		17,645,871		15,690,272		13,107,040		12,736,855		15,968,873		13,697,787		11,435,556		10,969,585		10,590,637	

23区の特別職給料月額及び議員報酬月額等一覧

(令和2年6月1日現在世田谷区調べ)

区名	区長		副区長		教育長		常勤代表 監査委員		常勤監査委員		議長		副議長		委員長		副委員長		議員		
	給料月額	順位	給料月額	順位	給料月額	順位	給料月額	順位	給料月額	順位	報酬月額	順位	報酬月額	順位	報酬月額	順位	報酬月額	順位	報酬月額	順位	
1	千代田	1,286,000	1	1,027,000	1	909,000	3	0	10	0	17	925,000	7	809,000	1	680,000	1	649,000	1	618,000	2
2	中央	1,151,000	9	923,000	8	824,000	11	0	10	0	17	930,000	4	789,000	7	655,000	11	634,000	7	611,000	11
3	港	1,249,500	2	1,004,800	3	933,600	1	0	10	0	17	902,600	19	780,200	18	649,800	15	622,700	17	610,700	12
4	新宿	1,161,000	6	931,000	5	793,000	16	714,000	2	694,000	3	939,000	3	801,000	4	660,000	7	630,000	11	613,000	8
5	文京	1,246,700	3	1,008,900	2	922,000	2	0	10	0	17	916,100	15	785,200	10	644,300	21	617,400	22	595,400	22
6	台東	1,137,000	14	914,000	13	784,000	17	0	10	0	17	919,000	11	789,000	7	654,000	13	626,000	12	604,000	15
7	墨田	1,131,000	16	913,000	14	843,000	6	0	10	628,000	11	913,000	16	784,000	13	649,000	16	626,000	12	607,000	14
8	江東	1,157,000	7	924,000	7	809,000	13	0	10	637,000	8	924,000	8	796,000	5	671,000	4	639,000	5	610,000	13
9	品川	1,140,000	12	916,000	11	797,000	15	0	10	677,000	4	918,000	12	784,000	13	649,000	16	624,000	15	602,000	17
10	目黒	1,055,000	22	844,000	22	738,000	22	628,000	8	608,000	16	902,000	20	789,000	7	655,000	11	625,000	14	596,000	20
11	大田	1,154,800	8	926,800	6	829,200	10	625,200	9	625,200	13	928,800	5	783,500	16	658,000	9	631,200	10	612,300	9
12	世田谷	1,071,500	21	859,800	21	778,800	18	729,700	1	708,000	2	926,900	6	784,800	12	663,600	5	631,700	9	614,700	7
13	渋谷	1,111,100	19	908,100	17	815,300	12	0	10	0	17	920,300	10	767,800	22	644,400	20	621,300	18	611,100	10
14	中野	1,242,400	4	997,300	4	874,200	4	0	10	799,700	1	892,400	21	756,100	23	647,900	18	618,600	21	589,000	23
15	杉並	1,113,000	18	891,900	18	764,400	19	687,500	3	688,700	5	856,000	23	774,600	20	643,400	22	616,600	23	595,700	21
16	豊島	974,800	23	828,600	23	726,400	23	0	10	616,700	15	888,300	22	778,200	19	642,300	23	621,200	19	602,100	16
17	北	1,147,100	10	918,700	9	841,400	7	634,900	7	634,900	9	923,400	9	792,600	6	659,000	8	632,000	8	615,000	4
18	荒川	1,143,000	11	917,000	10	830,000	9	0	10	0	17	917,000	14	784,000	13	652,000	14	624,000	15	602,000	17
19	板橋	1,135,000	15	910,000	15	835,000	8	665,000	4	665,000	6	910,000	17	782,000	17	645,000	19	620,000	20	600,000	19
20	練馬	1,138,000	13	910,000	15	854,000	5	0	10	628,000	11	910,000	17	785,000	11	676,000	2	645,000	2	615,000	4
21	足立	1,078,800	20	864,900	20	745,800	20	0	10	617,900	14	943,000	2	808,000	2	676,000	2	645,000	2	615,000	4
22	葛飾	1,122,000	17	915,000	12	807,000	14	661,000	5	661,000	7	918,000	12	771,000	21	658,000	9	638,000	6	618,000	2
23	江戸川	1,218,000	5	879,000	19	742,000	21	660,000	6	630,000	10	956,000	1	807,000	3	661,000	6	641,000	4	621,000	1
	平均	1,146,248		918,817		817,222		857,900		666,194		916,470		786,130		656,248		629,509		607,739	

平成19年度以後の地域手当の取扱いと給料月額改定の経過

区長

(単位=円)

H19.1	H20.1	H21.1	H21.12	H22.12	H23.10	H27.4	H28.1	H29.1	H30.1	R2.1～現在
地域手当 13% 146,380	地域手当 14.5% 161,095	地域手当 16% 175,520	地域手当 17% 184,450	地域手当 18% 192,960	地域手当 18% 192,960	地域手当 18% 192,960	地域手当 20% 211,600	地域手当 20% 212,000	地域手当 20% 212,200	地域手当 20% 211,200
給料 1,126,000	給料 1,111,000	給料 1,097,000	給料 1,085,000	給料 1,072,000	給料 964,800	給料 1,072,000	給料 1,058,000	給料 1,060,000	給料 1,061,000	給料 1,055,000
公民較差是正▲0.73%	公民較差是正なし	公民較差是正なし	公民較差是正▲0.27%	公民較差是正▲0.30%	給料10%特例減額 (23-26累積較差▲0.33%)	特例減額終了 (本則)	公民較差是正0.36%	公民較差是正0.15%	公民較差是正0.13%	公民較差是正▲0.59%
1,272,380 ▲0.69%	1,272,095	1,272,520	1,269,450 ▲0.24%	1,264,960 0.35%	1,157,700	1,264,960	1,269,600 +0.37%	1,272,000 +0.19%		

※給与月額=給料月額+地域手当

議員

H19.1	H20.1	H21.1	H21.12	H22.12	H24.4	H27.4(継続)	H28.4(本則)	H29.1	H30.1	R2.1～現在
議員報酬 600,000	議員報酬 600,000	議員報酬 600,000	議員報酬 598,000	議員報酬 598,000	議員報酬 586,000	議員報酬 586,000	議員報酬 598,000	議員報酬 598,000	議員報酬 599,000	議員報酬 596,000
公民較差是正▲0.73%	公民較差是正なし	公民較差是正なし	公民較差是正▲0.27%	報酬据置き	報酬2%特例減額	報酬2%特例減額	特例減額終了 (本則)	(本則継続)	公民較差是正0.13%	公民較差是正0.13%

※議員には、地域手当は支給されない。

給料等の改定経過

		H21.12~H22.11		H22.12~H23.9		H23.10~H27.3(特例)		H27.4~H27.12		H28.1~H29.12		H29.1~H29.12		H30.1~R1.12		R2.1~現在(本則)	
		月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比
区 長	給料月額	1,085,000	98.9	1,072,000	98.8	964,800	90.0	1,072,000	111.1	1,058,000	98.7	1,060,000	100.2	1,061,000	100.1	1,055,000	99.4
	地域手当	184,450	105.1	192,960	104.6	192,960	100.0	192,960	100.0	211,600	109.7	212,000	100.2	212,200	100.1	211,000	99.4
	合計給与	1,269,450	99.8	1,264,960	99.6	1,157,760	91.5	1,264,960	109.3	1,269,600	100.4	1,272,000	100.2	1,273,200	100.1	1,266,000	99.4
	前額差額	△ 3,070		△ 4,490		△ 107,200		107,200		4,640		2,400		1,200		△ 7,200	
副 区 長	給料月額	868,000	99.0	858,000	98.8	772,200	90.0	858,000	111.1	846,000	98.6	848,000	100.2	849,000	100.1	844,000	99.4
	地域手当	147,560	105.2	154,440	104.7	154,440	100.0	154,440	100.0	169,200	109.6	169,600	100.2	169,800	100.1	168,800	99.4
	合計給与	1,015,560	99.8	1,012,440	99.7	926,640	91.5	1,012,440	109.3	1,015,200	100.3	1,017,600	100.2	1,018,800	100.1	1,012,800	99.4
	前額差額	△ 1,760		△ 3,120		△ 85,800		85,800		2,760		2,400		1,200		△ 6,000	
教 育 長	給料月額	759,000	98.8	751,000	98.9	675,900	90.0	751,000	111.1	740,000	98.5	742,000	100.3	743,000	100.1	738,000	99.3
	地域手当	129,030	105.0	135,180	104.8	135,180	100.0	135,180	100.0	148,000	109.5	148,400	100.3	148,600	100.1	147,600	99.3
	合計給与	888,030	99.7	886,180	99.8	811,080	91.5	886,180	109.3	888,000	100.2	890,400	100.3	891,600	100.1	885,600	99.3
	前額差額	△ 2,850		△ 1,850		△ 75,100		75,100		1,820		2,400		1,200		△ 6,000	

地域手当率

H21.12=17.0%

H22.12=18.0%

H28.1=20.0%

		H21.12~H22.11		H22.12~H24.3		H24.4~H27.3(特例)		H27.4~H28.3(特例)		H28.1~H29.12		H29.1~H29.12		H30.1~R1.12		R2.1~現在(本則)	
		月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比
議 長	議員報酬	906,000	99.7	同額	100.0	874,000	96.5	同額	100.0	906,000	103.7	同額	100.0	907,000	100.1	902,000	99.4
	(前額差額)	(△3,000)		—		(△32,000)		—		(32,000)		—		(1,000)		(△5,000)	
副 議 長	議員報酬	793,000	99.7	同額	100.0	752,000	94.8	同額	100.0	793,000	105.5	同額	100.0	794,000	100.1	789,000	99.4
	(前額差額)	(△2,000)		—		(△41,000)		—		(41,000)		—		(1,000)		(△5,000)	
委 員 長	議員報酬	658,000	99.7	同額	100.0	636,000	96.7	同額	100.0	658,000	103.5	同額	100.0	659,000	100.2	655,000	99.4
	(前額差額)	(△2,000)		—		(△22,000)		—		(22,000)		—		(1,000)		(△4,000)	
副 委 員 長	議員報酬	628,000	99.7	同額	100.0	613,000	97.6	同額	100.0	628,000	102.4	同額	100.0	629,000	100.2	625,000	99.4
	(前額差額)	(△2,000)		—		(△15,000)		—		(15,000)		—		(1,000)		(△4,000)	
議 員	議員報酬	598,000	99.7	同額	100.0	586,000	98.0	同額	100.0	598,000	102.0	同額	100.0	599,000	100.2	596,000	99.5
	(前額差額)	(△2,000)		—		(△12,000)		—		(12,000)		—		(1,000)		(△3,000)	

23区特別職等の期末手当支給月数

(令和2年6月1日現在世田谷区調べ)

	区分	区長		副区長		教育長		議員等		備考
		支給月数	順位	支給月数	順位	支給月数	順位	支給月数	順位	
1	千代田	3.80	10	3.80	10	3.80	10	3.80	11	
2	中央	3.70	15	3.70	15	3.70	15	3.70	16	
3	港	4.00	3	4.00	3	4.00	3	4.00	4	
4	新宿	3.10	23	3.10	23	3.10	23	3.10	23	
5	文京	3.40	19	3.40	19	3.40	19	3.30	21	
6	台東	3.90	5	3.90	4	3.90	4	3.90	5	
7	墨田	3.72	14	3.72	14	3.72	14	3.72	15	
8	江東	3.81	9	3.81	9	3.81	9	3.81	10	
9	品川	3.65	16	3.65	16	3.65	16	3.65	17	
10	目黒	3.60	18	3.60	18	3.60	18	3.55	19	
11	大田	3.83	8	3.83	8	3.83	8	4.06	3	
12	世田谷	3.90	5	3.90	4	3.90	4	3.90	5	
13	渋谷	3.90	5	3.90	4	3.90	4	4.10	2	
14	中野	3.78	11	3.78	11	3.78	11	3.85	9	
15	杉並	4.13	2	4.13	2	4.13	2	3.88	8	
16	豊島	3.95	4	3.85	7	3.85	7	3.90	5	
17	北	3.75	13	3.75	13	3.75	13	3.75	14	
18	荒川	4.20	1	4.20	1	4.20	1	4.20	1	
19	板橋	3.65	16	3.65	16	3.65	16	3.65	17	
20	練馬	3.35	20	3.35	20	3.35	20	3.40	20	
21	足立	3.19	21	3.19	21	3.19	21	3.80	11	
22	葛飾	3.76	12	3.76	12	3.76	12	3.76	13	
23	江戸川	3.15	22	3.15	22	3.15	22	3.30	21	
	平均	3.71		3.70		3.70		3.74		

【計算式】

区長・副区長・教育長[(給料月額+地域手当)×120/100+給料月額×25/100]×支給月数
 議員[報酬月額×145/100]×支給月数

令和2年度目黒区一般会計歳入・歳出予算

(1) 歳入(款別)

款	R元年度当初 A	構成比
1 特別区税	45,010,062	42.4
2 地方譲与税	366,300	0.3
3 利子割交付金	144,600	0.1
4 配当割交付金	736,800	0.7
5 株式等譲渡所得割交付金	567,502	0.5
6 地方消費税交付金	5,017,000	4.7
7 環境性能割交付金	0	0.0
8 地方特例交付金	81,800	0.1
9 特別区交付金	16,947,000	16.0
10 交通安全対策特別交付金	27,463	0.0
11 分担金及び負担金	1,890,818	1.8
12 使用料及び手数料	2,248,337	2.1
13 国庫支出金	13,886,316	13.1
14 都支出金	9,339,760	8.8
15 財産収入	424,853	0.4
16 寄附金	571	0.0
17 繰入金	4,863,783	4.6
18 繰越金	2,000,000	1.9
19 諸収入	1,302,799	1.2
20 特別区債 (自動車取得税交付金)	1,251,000 137,800	1.2 0.1
計	106,244,564	100.0

(2) 歳出(款別)

款	R元年度当初 A	構成比
1 議会費	735,173	0.7
2 総務費	12,250,962	11.5
3 区民生活費	12,238,971	11.5
4 健康福祉費	55,170,759	51.9
5 産業経済費	1,052,683	1.0
6 都市整備費	6,236,436	5.9
7 環境清掃費	4,761,260	4.5
8 教育費	10,114,351	9.5
9 公債費	2,470,360	2.3
10 諸支出金	1,013,609	1.0
11 予備費	200,000	0.2
計	106,244,564	100.0

R2年度当初 B	構成比	比較増減(B-A)	増減率
45,547,246	42.5	537,184	1.2
386,621	0.4	20,321	5.5
136,000	0.1	△ 8,600	△ 5.9
701,400	0.7	△ 35,400	△ 4.8
388,300	0.4	△ 179,202	△ 31.6
6,611,720	6.2	1,594,720	31.8
94,500	0.1	94,500	皆増
105,500	0.1	23,700	29.0
14,100,000	13.2	△ 2,847,000	△ 16.8
26,100	0.0	△ 1,363	△ 5.0
1,618,836	1.5	△ 271,982	△ 14.4
2,338,620	2.2	90,283	4.0
15,751,395	14.7	1,865,079	13.4
11,029,662	10.3	1,689,902	18.1
850,669	0.8	425,816	100.2
7,012	0.0	6,441	1,128.0
3,784,862	3.5	△ 1,078,921	△ 22.2
2,000,000	1.9	0	0.0
1,405,819	1.3	103,020	7.9
236,000	0.2	△ 1,015,000	△ 81.1
0	0.0	△ 137,800	皆減
107,120,262	100.0	875,698	0.8

R2年度当初 B	構成比	比較増減(B-A)	増減率
749,566	0.7	14,393	2.0
8,713,982	8.1	△ 3,536,980	△ 28.9
10,723,754	10.0	△ 1,515,217	△ 12.4
59,218,271	55.3	4,047,512	7.3
714,574	0.7	△ 338,109	△ 32.1
7,616,258	7.1	1,379,822	22.1
4,956,993	4.6	195,733	4.1
10,783,820	10.1	669,469	6.6
2,428,904	2.3	△ 41,456	△ 1.7
1,014,140	0.9	531	0.1
200,000	0.2	0	0.0
107,120,262	100.0	875,698	0.8

(単位:千円 %)

R2年度補正 C	構成比	比較増減(C-A)	増減率
45,547,246	31.6	537,184	1.2
386,621	0.3	20,321	5.5
136,000	0.1	△ 8,600	△ 5.9
701,400	0.5	△ 35,400	△ 4.8
388,300	0.3	△ 179,202	△ 31.6
6,611,720	4.6	1,594,720	31.8
94,500	0.1	94,500	皆増
118,343	0.1	36,543	44.7
14,100,000	9.8	△ 2,847,000	△ 16.8
26,100	0.0	△ 1,363	△ 5.0
1,608,126	1.1	△ 282,692	△ 15.0
2,288,135	1.6	39,798	1.8
45,555,143	31.6	31,668,827	228.1
11,527,422	8.0	2,187,662	23.4
850,669	0.6	425,816	100.2
109,590	0.1	109,019	19,092.6
6,546,680	4.5	1,682,897	34.6
5,729,994	4.0	3,729,994	186.5
1,383,517	1.0	80,718	6.2
236,000	0.2	△ 1,015,000	△ 81.1
0	0.0	△ 137,800	皆減
143,945,506	100.0	37,700,942	35.5

(単位:千円 %)

R2年度補正 C	構成比	比較増減(C-A)	増減率
736,452	0.5	1,279	0.2
9,211,620	6.4	△ 3,039,342	△ 24.8
39,517,311	27.5	27,278,340	222.9
61,831,775	43.0	6,661,016	12.1
1,505,641	1.0	452,958	43.0
7,540,768	5.2	1,304,332	20.9
5,011,136	3.5	249,876	5.2
11,693,962	8.1	1,579,611	15.6
2,437,116	1.7	△ 33,244	△ 1.3
3,659,725	2.5	2,646,116	261.1
800,000	0.6	600,000	300.0
143,945,506	100.0	37,700,942	35.5

*R2年度補正は補正3号後予算
*比較増減・増減率は対R元年度当初比

令和元年度～令和3年度の収支(見通し)

令和2年10月29日現在
(単位:億円)

		令和元年度 (決算)	令和2年度 (当初)		令和3年度 (R2.9予算編成事務処理方針)		
		金額	金額	増減額	金額	増減額	
歳入	一般財源	特別区税	470.9	455.5	△ 15.4	451.7	△ 3.8
		特別区交付金	182.9	141.0	△ 41.9	124.2	△ 16.8
		その他一般財源	114.7	133.1	18.4	151.4	18.3
	特定財源	特別区債	12.5	2.4	△ 10.1	5.8	3.4
		その他特定財源	308.1	339.2	31.1	316.9	△ 22.3
	歳入合計		1,089.2	1,071.2	△ 18.0	1,050.0	△ 21.2
歳出	人件費	177.1	212.1	35.0	201.8	△ 10.3	
	実施計画事業	38.0	86.8	48.8	36.4	△ 50.4	
	その他	816.8	772.3	△ 44.5	811.8	39.5	
	歳出合計	1,031.9	1,071.2	39.3	1,050.0	△ 21.2	
収支状況(歳入合計-歳出合計)		57.3	0		0		

(注1)各項目ごとに四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

令和3年度財政収支見通し (R2.9.3 令和3年度予算編成事務処理方針 (抜粋))

区の歳入は、平成20年のリーマン・ショック、平成23年の東日本大震災により、大幅な減収影響を受けたが、その後、緩やかな景気回復を背景として、おおむね右肩上がりに増収が続いてきた。特に、令和元年度決算では、特別区税は史上最高額、特別区財政調整交付金は史上3番目に多い額となった。

しかし、内閣府が8月に発表した本年4月～6月期の国内総生産(GDP)速報値によると、新型コロナウイルス感染症により経済活動が大きく落ち込み、リーマン・ショック後を超える「戦後最大のマイナス成長」となった。現時点で、新型コロナウイルス感染症収束の見通しは立っておらず、今後、これまでのような歳入の増加が継続することは見込めないばかりか、感染拡大状況によっては、歳入の減少が大規模かつ長期にわたることも見込まれる情勢である。

また、国の不合理な税制改正(法人住民税一部国税化、地方消費税交付金清算基準見直し、ふるさと納税)による令和2年度歳入のマイナス影響は、合計で△65億円と見込まれている。本来であれば区に歳入されるはずの65億円が消えて無くなった計算となる。さらに、令和3年度は、法人住民税一部国税化の影響が平年度化されるため、マイナス影響が今年度よりも10億円以上拡大する見込みである。

一方、歳出面では、各種社会保障費の増や子育て支援施策の拡充等により経常経費が年々増加し続けており、中長期的には老朽化が進む区有施設の更新経費負担が大きな課題となっている。

令和3年度当初予算編成に当たり、現時点では財政調整基金を50億円以上取り崩さざるを得ない見込みとなっている。新型コロナウイルス感染症による経済活動の落ち込みの回復には数年を要するとも言われており、歳入の減少が現実視される中で、歳出を縮減しない限り、財政調整基金(令和2年度末基金残高見込み208億円)は、単純計算では4年しかもたず、令和6年度には底をつく危険性も見え始めた状況である。

今後の財政収支は、極めて厳しいものとなる見通しである。

特別職報酬等審議会 資料3 (論点整理・検討素材)

1	論点整理資料(試算)	1
2	答申に向けた検討素材	3

令和2年11月

審議会の論点整理

I 議員報酬、区長等特別職の給料の額及び期末手当の額について

1 議員報酬、特別職給料等の改定経過

- (1) 昨年は、区長からの諮問に対し当審議会として、一般職の勧告実施にあわせ議員報酬、区長等特別職給料等を改正する旨の答申を行った。
- (2) 現行の議員報酬、区長等特別職給料等は、昨年の当審議会答申に沿って令和2年1月1日付の条例改正により支給している。
- (3) 平成23年～平成27年まで、緊急財政対策に伴う特例減額措置を実施しており、この間は勧告を反映した改正は行っていない。
- (4) 議員報酬は、平成22年、平成26年、平成27年の当審議会諮問の対象外とし、平成28年の答申を踏まえた改正も見送っている。
- (5) 区長等の常勤の特別職には、給料月額20%の地域手当が支給されている。(26年度までは18%)
- (6) 議員報酬及び特別職給料の期末手当の支給月数には、平成22年度以降の特例減額や改正の見送り等の経過から差異が生じている。

※「勧告」=特別区人事委員会勧告

2 2年の人事委員会勧告の概要と試算

- (1) 令和2年10月23日付け人事委員会勧告は、特別給(期末・勤勉手当)の0.05月引下げ(4.65月→4.60月)となっている。
- (2) 議員報酬、特別職給料等年額の現行額及び、2年10月23日付け勧告を反映させた試算額の比較は、裏面別表のとおりである。

II 施行時期について

- 1 一般職員については、増額改定の場合は4月1日に遡って施行し、減額改定の場合は、遡らないが所要の措置を行っている。
- 2 区長等の特別職は、慣例として遡及しておらず、早期に反映させる趣旨から改正の翌月から実施している。

■ 区長等特別職の現行本則に2年10月23日付け特別区人勸を反映して試算

(単位=円)

現行	区分	勧告内容	区長	副区長	教育長	代表監査
		令和2年4月1日給料月額(令和2年1月1日施行)		1,055,000	844,000	738,000
	現本則年収	A	21,610,620	17,288,496	15,117,192	12,863,952

■ 現行本則に2年10月23日付け特別区人勸を反映した給料月額			1,055,000	844,000	738,000	628,000
試算	改定試算年収(含む期末:3.60月⇒3.55月)	B	21,521,472	17,217,178	15,054,831	12,810,886
	改定差額(B-A)		-89,148	-71,318	-62,361	-53,066

注: 年収=(給料月額+地域手当)×12+期末手当

2

● 議員の現行本則に2年10月23日付け特別区人勸を反映して試算

(単位=円)

現行	区分	勧告内容	議長	副議長	委員長	副委員長	議員
		令和2年4月1日報酬月額(令和2年1月1日施行)		902,000	789,000	655,000	625,000
	現本則年収	C	15,467,045	13,529,378	11,231,613	10,717,188	10,219,910

■ 現行本則に2年10月23日付け特別区人勸を反映した報酬月額			902,000	789,000	655,000	625,000	596,000
試算	改定試算年収(含む期末:3.55月⇒3.50月)	D	15,401,650	13,472,175	11,184,125	10,671,875	10,176,700
	改定差額(D-C)		-65,395	-57,203	-47,488	-45,313	-43,210

注: 年収=報酬月額×12+期末手当

答申に向けた検討素材（盛り込む内容・論点の確認等資料）

■ 「はじめに」として

- 当審議会は、令和2年11月6日、目黒区特別職報酬等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、目黒区長から、意見を求める旨の諮問を受けた。
- 区長からの諮問に対し、当審議会は、各委員が公共的団体等を代表する者としての自覚と責任のもとに、区民の信頼に応えられるよう公平かつ客観的な立場で慎重に審議を行った。
- 審議に際しては、令和2年の特別区人事委員会勧告をはじめ、目黒区の行財政改革の取組状況、財政収支の見通し等の説明を受けた。
- 議員報酬・特別職給与及び期末手当の23区比較、報酬・給料等の改定経過、議員報酬・特別職給与の改正試算等の資料のほか、今後の区財政の収支見通しなどを基礎資料とし、区長等の職責の重要性、一般職員の給与との関係、区政を取り巻く社会経済状況の変化等を考慮しつつ、広範な視点から検討を重ねた。

■ 「議員報酬の額及び区長等特別職の給料の額並びに期末手当の額」について

(1) 議員報酬及び区長等の給料の額並びに期末手当の経過

- 議員報酬に関しては、議会における報酬等の自主的な見直しの検討のほか平成24年度から平成27年度までの4年間、議員報酬の減額措置が行われていた。これに伴い、平成22年以降の特別区人事委員会勧告による公民較差の較差解消に応じた改定は行っておらず、平成28年4月から本則に復したところである。
- その後、平成28年度の当審議会において、区長からの諮問を受け、「平成22年及び平成27年の特別区人事委員会勧告による公民較差の較差解消に応じた改定率を反映させた上で、改定を行うことが妥当である。」との答申を行ったが、区議会の意向を踏まえ、区議会議員の報酬等に関しては条例改正案の提出を見送ることとした。
- 前記2点の経過を踏まえ、平成29年度の当審議会において、28年度の当審議会の答申の趣旨を踏襲して、区長の改定経過を踏まえ、28年度分も含めて清算するか、本則に29特別区人勸を反映させた改定とするかについて各委員の意見を聴取し、その結果、審議会としては本則に29特別区人勸を反映させた改定とすることが適当とした。
- 区長等特別職の給料の額及び期末手当の支給月数に関しては、平成23年度から平成26年度までの間の緊急財政対策に伴う減額措置の終了

に伴い、平成27年4月に本則に復した後は、当審議会の答申を受け、特別区人事委員会勧告による公民較差の較差解消に応じた改定率並びに一般職員の給与額との均衡を勘案し、直近では、令和2年1月に改定を行っている。

- 平成30年度においては、一般職給与の勧告実施が見送られたため、均衡の観点から、議員報酬、区長等特別職給料等の改正も行わなかった。
- こうした経過を経て、現在、23区の議員報酬、特別職給与年額の比較（令和2年6月1日現在）によると、議長等の議員報酬、区長等の給与の年額は、それぞれ18位前後と、23区の中で比較的下位に位置している。

(2) 議員及び区長等特別職の役割と職責

- 区の歳入は、緩やかな景気回復を背景として、おおむね右肩上がりに増収が続いてきたところである。特に、令和元年度決算では、特別区税は史上最高額、特別区財政調整交付金は史上3番目に多い額となった。

しかし、内閣府が8月に発表した本年4月～6月期の国内総生産（GDP）速報値によると、新型コロナウイルス感染症により経済活動が大きく落ち込み、リーマン・ショック後を超える「戦後最大のマイナス成長」となった。現時点で、新型コロナウイルス感染症収束の見通しは立っておらず、今後、これまでのような歳入の増加が継続することは見込めないばかりか、感染拡大状況によっては、歳入の減少が大規模かつ長期にわたることも見込まれる情勢である。

また、税制改正により区の令和2年度歳入のマイナス影響は、合計で65億円と見込まれている。さらに、令和3年度は、法人住民税一部国税化の影響が平年度化されるため、マイナス影響が今年度よりも10億円以上拡大する見込みである。

一方、歳出面では、各種社会保障費の増や子育て支援施策の拡充等により経常経費が年々増加し続けており、中長期的には老朽化が進む区有施設の更新経費負担が大きな課題となっている。

- 今後の財政収支は、極めて厳しい本区の財政状況の下で、複雑・多様化する区民要望への的確な対応、主体的・自律的な行財政運営及び効率的で区民から信頼される区政を更に推進していくことが、強く求められている。
- 区政運営の最高責任者である区長をはじめ特別職には、より一層の高度な判断と実行力が求められており、その役割と職責は極めて重要である。
- 二元代表制の一翼を担う区議会にあっては、主体性・自律性を発揮し

ながら、区的意思決定と行政のチェックを行う機関としての重責を担っており、区議会議員の役割と職責はますます重要となっている。

(3) 検討に当たっての留意点

- 議員報酬、区長等特別職の給料等の見直しに関しては、民間給与等の実態、国や他の地方公共団体の動向、物価、生計費及びその他経済情勢等に鑑み行われた特別区人事委員会勧告の趣旨や内容、これを踏まえて改定される本区一般職員の給与の状況を十分考慮する必要がある。
- 区議会議員及び区長等特別職の役割と職責は、ますます重くなる傾向にあるが、報酬等を検討する場合は、一般職員の給与との均衡、本区の財政状況及び他区の状況などを総合的に勘案することが重要である。

(4) 改定の試算

- 令和2年10月23日に行われた特別区人事委員会勧告は、公民較差解消のため、期末・勤勉手当の0.05月分の減（一般職現行4.65月→4.60月）を勧告するものである。
- これまでの経過も踏まえ、議員報酬及び区長等特別職の給料額等について、一般職員の給与との均衡を失わないこと、それぞれの職責に見合った額となることや各職との均衡を確保すること等に配慮する観点から試算を行う必要がある。

■ 改定の実施時期について

- 一般職員については、増額改定の場合は4月1日に遡って施行し、減額改定の場合は、遡らないが所要の措置を行っている。
- 区長等の特別職については、これまで、慣例として遡及はしないこととし、できる限り早期に反映させることが妥当であるとして、条例改正後の月初めの日から実施することを当審議会は答申してきている。
- これらの状況を勘案し、施行時期を条例改正直後とすることの適否について、検討を行う。

■ 「審議のまとめ」に向けて

- 以上を踏まえ慎重に審議した結果として、議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額について、答申としてまとめる必要がある。
- 一般職員の給与改定については、現在、区長会において労使交渉が行われており、当審議会の最終のまとめと並行している。当審議会は、特別区人事委員会勧告に沿って一般職員の給与条例の改正が行われることを前

提に、検討し、結論を出すものであり、答申には、審議結果のまとめ、各職ごとの改定額及び改定の実施時期について書き込むものである。

■ 「意見・要望」、「おわりに」として

以下のような内容を意見・要望として盛り込むか検討する必要がある。

- ・ 新型コロナウイルス感染症により経済活動が大きく落ち込み、リーマン・ショック後を超える「戦後最大のマイナス成長」となった。現時点で、新型コロナウイルス感染症収束の見通しは立っておらず、今後、これまでのような歳入の増加が継続することは見込めない中で、区長等特別職は区政運営の最高責任者として、より効果的で効率的な行財政運営に最大限の努力をし、区民の負託に応えるべく、区政の推進に取り組むこと。
- ・ 二元代表制の一翼を担う区議会においては、区的意思決定と行政のチェックを行う機関としての役割と職責を更に果たすこと。
- ・ 魅力あるまちづくりを進め、税収の増加に取り組むことや、喫緊の課題である子育て支援施策の拡充、少子高齢化対策の充実、老朽化などに伴う区有施設の見直し及び新たな行政需要への積極的・的確な対応を要望すること。
- ・ 当審議会の審議内容を最大限尊重し、実施に向けて努力すること。

以 上

特別職報酬等審議会 資料4 (関係条例等)

- 目黒区特別職報酬等審議会条例 1
- 目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 3
- 目黒区長等の給料等に関する条例 6
- 目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例 8

令和2年11月

○目黒区特別職報酬等審議会条例（昭和39年7月目黒区条例第47号）

最終改正 平成27年3月10日 条例第14号

目黒区特別職報酬等審議会条例

（設置）

第1条 区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について、区長の諮問に応じて審議するため、区長の付属機関として、目黒区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（意見の聴取等）

第2条 区長は、報酬等の額に関する条例を区議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

2 審議会は、前項の規定により意見を求められたときは、すみやかに会議を開き、答申しなければならない。

（組織）

第3条 審議会は、区の区域内の公共的団体等の代表者その他区民のうちから区長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長）

第5条 審議会に会長をおく。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

（招集）

第6条 審議会は、会長が招集する。

（定足数及び表決数）

第7条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則（平成27年3月10日条例第14号抄）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 改正法附則第2条第1項の場合においては、第4条の規定による改正後の目黒区特別職報酬等審議会条例第1条の規定は適用せず、第4条の規定による改正前の目黒区特別職報酬等審議会条例第1条の規定は、なおその効力を有する。

○目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

(昭和32年3月 目黒区条例第3号)

令和元年12月6日条例第20号

目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

東京都目黒区議会議員報酬および費用弁償条例(昭和31年4月東京都目黒区条例第4号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第4項の規定に基づき、目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(議員報酬の額)

第2条 議員報酬の額は、別表のとおりとする。

(議員報酬の支給方法)

第3条 議員報酬は、議長、副議長、委員長及び副委員長(以下「議長等」という。)にあってはその選挙され、又は選任された当月分から、議員にあっては就職した当月分から、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により、その職を離れた当月分までを支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。

(月の中途に就職し、又は退職した場合の議員報酬の支給方法)

第4条 議長等(予算又は決算を審査するため設置された委員会の委員長及び副委員長を除く。以下この条において同じ。)及び議員が、月の中途において、その職に就いた場合又はその職を離れた場合(死亡によりその職を離れた場合を除く。)のその当月分の議員報酬は、前条本文の規定にかかわらず、その職のその月における在職日数に応じて支給する。この場合において、議長等が、その職を離れ、その日に再び議長等に就いた場合のその日は、その離れた職に対する議員報酬の額と新たに就いた職に対する議員報酬の額とが、同じであるときは新たな職に、差があるときはその額の多い方の職にあるものとする。

(議員報酬の支給期日)

第5条 議員報酬の支給期日は、職員の給与に関する条例(昭和28年10月目

黒区条例第14号)の適用を受ける職員の例による。

(費用弁償)

第6条 議員(議長等を含む。以下この条及び次条において同じ。)が招集に応じ、若しくは委員会に出席し、又は公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席し、又は公務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、日額旅費として、2,000円を支給する。

3 前項で定めるもののほか、議員が公務のため旅行したときに支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、目黒区副区長相当額とする。ただし、議長又は副議長が区議会を代表する場合は、目黒区長相当額とする。

4 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例(平成12年3月目黒区条例第3号)の適用を受ける職員の例による。

(期末手当)

第7条 議員で、3月1日、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する者に、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。基準日前1月以内で、退職し、失職し、又は死亡した議員(当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在)において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の165を乗じて得た額に、基準日以前3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間		割合
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	
3月	6月	100分の100
1月15日以上3月未満	3月以上6月未満	100分の60
1月15日未満	3月未満	100分の30

3 期末手当の支給方法は、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

付 則（平成23年3月15日条例第11号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、平成23年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則（令和元年12月6日条例第20号）

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職名	議員報酬月額
議長	902,000円
副議長	789,000円
委員長	655,000円
副委員長	625,000円
議員	596,000円

○目黒区長等の給料等に関する条例（昭和30年12月目黒区条例第8号）

最終改正 令和元年12月6日条例第20号

目黒区長等の給料等に関する条例

東京都目黒区長助役及び収入役の給料諸手当及び旅費条例（昭和22年6月東京都目黒区条例第7号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、目黒区長及び副区長（以下「区長等」という。）の給料、旅費及びその他の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（給料の額）

第2条 区長等の給料の額は、別表1による。

（旅費）

第3条 区長等が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、別表2による。

（その他の給与）

第4条 区長等に対しては、給料及び旅費のほか、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

（支給方法等）

第5条 給料の支給方法並びに地域手当及び通勤手当の額及び支給方法は、職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号）の適用を受ける職員の例による。

2 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の120を乗じて得た額並びに給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、職員の給与に関する条例第26条第2項に規定する規則で定める支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法は、同条例の適用

を受ける職員の例による。

- 3 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（平成12年3月目黒区条例第3号）の適用を受ける職員の例による。
- 4 退職手当の額及び支給方法は、別に条例で定めるところによる。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和30年12月1日から適用する。

付 則（令和元年12月6日条例第20号）

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

（全部改正〔令和元年条例20号〕）

職名	給料月額
区長	1,055,000円
副区長	844,000円

別表2（第3条関係）

（一部改正〔平成19年条例1号〕）

職名	旅費の額
区長	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中、内閣総理大臣等の内その他の者の相当額
副区長	国家公務員等の旅費に関する法律中、指定職の職務にある者相当額

○目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(昭和31年9月 目黒区条例第24号)

最終改正 令和元年12月6日条例第20号

目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第4項及び第5項の規定に基づき、目黒区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給料の額)

第2条 教育長の給料の額は、月額738,000円とする。

(旅費)

第3条 教育長が職務のため旅行するときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、目黒区副区長相当額とする。

(その他の給与)

第4条 教育長に対しては、給料及び旅費のほか、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

(支給方法等)

第5条 給料の支給方法並びに地域手当及び通勤手当の額及び支給方法は、職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号）の適用を受ける職員の例による。

2 期末手当の額は、目黒区長等の給料等に関する条例（昭和30年12月目黒区条例第8号）第5条第2項の規定の例により、その支給方法は、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

3 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（平成12年3月目黒区条例第3号）の適用を受ける職員の例による。

4 退職手当の額及び支給方法は、別に条例で定めるところによる。

(勤務時間等)

第6条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、区職員について定められているものの例による。

付 則

1 この条例は、昭和31年10月1日から施行する。

2 東京都目黒区教育委員会教育長の給料および旅費に関する条例（昭和28年3月東京都目黒区条例第7号）は、廃止する。

付 則（令和元年12月6日条例第20号）

この条例は、令和2年1月1日から施行する。